

77 (明治15年) 10月25日 菊池長閑

一昨日二段云々申入たるハ道路之説ニ寄推測のミなれば申入るも却て迷之種に相成候得共先ツ其推測ヲ云ふへし財産ヲ分る迄ハ尤正論ヲ以するへし其財産ノ内禄券ハ目指処ならん若禄券分る能すハ新庄邸御借受の事と可成候其用たるや当今五戸ニ新田開墾随分广大之見込ニ付資金拝借之義先般此地大限供平之折内難する由其節内々心付られたるやニ候依て新庄邸ヲ願□とし右抵当物ヲ以政府ヲ拝借す大ニ事業ヲ興し且此願成就之上ハ士族一同此開墾ニ協力なさしむるならん此ニ至らしむるも旧藩士の心ヲ一纏ニし自然新庄邸ニ引付るの内策ならんかと思はるゝ是ヲ第二段といふ也此儀ハ那珂と雖も必他言蔽禁也此書ハ直ニ火中するへし

お波登ニ付旅費并其外共五十円預遣し其中道中遣ニ半高惣八エ渡し則別紙受取証遣し候委細お波申聞候間承り可申候

大矢精助近日上京之由鉄道発起人之老人なれハ其会社之理事員とか何々とかと成り高崎落成まで滞京するかも知れず依而添慮ニ可預問敷以申聞置呉候様依頼候随分並人ニは無之懇意致而損なき方ニ候疎意なく可致且て当地方之景況ニも心を用居方ニ候間依て尋問すらハ見職(ミヤ)十分云ふへし決して遠慮なき方ニ候

十月廿五日

長閑

武夫殿

猶以波義厚心配教育致呉候趣万々忝候此度登るニ付呉々も  
戒候得共如何あるやと心痛ニ候不相変自侷之所業あらは速ニ  
差下し可申何卒乍迷惑教育ヲかへ行末ヲ厚心配いたし呉候様  
乍此上頼入候以上

記

一金貳拾円也

右はお浪さま路費金エ向ケ正ニ預置候東京着ノ上過不足御差引  
可申上候以上

十五年

沢田惣八<sup>④</sup>

第十月廿五日

菊地長閑様

(封筒裏)

「菊池 武夫 殿

内用事

(封筒裏)

「岩手県盛岡加賀野

菊池 長閑」